

○国立大学法人上越教育大学年俸制Ⅱ型適用職員給与規程

(令和元年9月11日規程第54号)

最終改正 令和4年12月14日規程第68号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員のうち、年俸制Ⅱ型適用職員の給与について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 年俸制Ⅱ型適用職員は、次の各号のいずれかに掲げる職員とする。

- (1) 令和元年10月1日以降に採用された教授、准教授、講師、助教又は助手（以下「大学教員」という。）
- (2) 国立大学法人上越教育大学年俸制Ⅰ型適用職員給与規程（平成27年規程第28号）に規定する年俸制の適用を受ける大学教員（以下「年俸制Ⅰ型適用職員」という。）で、年俸制Ⅱ型適用職員となることを希望し、かつ、学長が年俸制Ⅱ型適用職員となることを認めた者
- (3) 国立大学法人上越教育大学職員給与規程（平成16年規程第42号。以下「給与規程」という。）に定める教育職俸給表（一）の適用を受ける大学教員（以下「月給制適用教員」という。）で、年俸制Ⅱ型適用職員となることを希望し、かつ、学長が年俸制Ⅱ型適用職員となることを認めた者

(給与の区分)

第3条 年俸制Ⅱ型適用職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

- 2 年俸は、基本給及び業績給とする。
- 3 諸手当は、給与規程第2条の表中給与の種類欄に掲げる種類の手当のうち第14条に規定する手当とする。

(給与の支給日)

第4条 基本給は、その12分の1の額を月額俸給（以下「俸給」という。）として、その月の21日（ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その直前の日曜日、土曜日又は休日でない日）に支給する。

- 2 業績給は、6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）に支給する。なお、第13条第1項第3号の間接経費相当額加算分は、2分の1の額を当該支給日に支給する。
- 3 諸手当の計算期間及び支給日は、給与規程第2条の規定を準用する。

(給与の支払)

第5条 年俸制Ⅱ型適用職員の給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、原則として職員の同意を得て預貯金口座に所要金額を振り込むことによつて支払うものとする

(日割計算等)

第6条 新たに年俸制Ⅱ型適用職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 年俸制Ⅱ型適用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 年俸制Ⅱ型適用職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人上越教育大学職員労働時間、休暇等規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第7条に規定する週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第7条 年俸制Ⅱ型適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払うものとする。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき

（給与の非常時払）

第8条 年俸制Ⅱ型適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず、当該請求があった日までの給与を速やかに支払うものとする。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。

(4) その他学長が特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第9条 第14条に規定する手当のうち超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する場合並びに第16条から第19条までの規定を適用する場合の勤務1時間当たりの給与額の算出については、給与規程第7条の規定を準用する。

（端数計算）

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第11条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（基本給）

第12条 基本給の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年度途中で新たに年俸制Ⅱ型適用職員となった場合は、俸給に年俸制適用日から3月

31日までの月数を乗じた額を当該年度の基本給とする。

- 3 基本給は、別表第1に定める級号俸とする。
- 4 新たに年俸制Ⅱ型適用職員となる者の基本給は、学歴、業績、経歴等を勘案し決定する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、別表第1に定める級号俸以外の額に基本給を決定することができる。
- 6 前3項の規定により決定した年俸制Ⅱ型適用職員の基本給は、3年ごとに、第1号の表に基づき当該職員の業績評価を実施した直近3年間の評価結果を点数化し、第2号の表に定める範囲内で、1月1日に号俸を改定することができる。

(1) 業績評価における評価区分と点数

評価区分	点数
S	3
A	2
B	1
C	0
D	-1

(2) 過去3年間の合計点数と改定する号俸

合計点数	改定する号俸	
	55歳未満	55歳以上
8～9	8以下	3以下
6～7	7以下	2以下
4～5	6以下	1
2～3	5以下	なし
1	4以下	
0	3	
-1	2	
-3～-2	なし	

- 7 前項に規定する基本給の改定は、次の各号の期間中であっても行うことができる。
 - (1) 就業規則第13条第1項に規定する休職
 - (2) 労働時間等規程第28条第1項第6号及び第7号に規定する特別休暇
 - (3) 労働時間等規程第29条第1項に規定する育児休業
 - (4) 労働時間等規程第30条第1項に規定する介護休業
- 8 年俸制Ⅱ型適用職員が昇任した場合の基本給は、当該職員の職種のほか、その職員の業績等を総合的に勘案し決定する。
- 9 別表第1は、給与規程の改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。

(業績給)

第13条 業績給は、次の各号を合計した額とする。

- (1) 期末手当相当額
- (2) 勤勉手当相当額
- (3) 間接経費相当額加算分

- 2 業績給の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度途中に年俸制Ⅱ型適用職員となった者の計算期間の始期は、年俸制Ⅱ型適用職員となった日とする。
- 4 期末手当相当額の算出は給与規程第41条の規定を、勤勉手当相当額の算出は給与規程第42条の規定を準用する。この場合において、期末手当相当額及び勤勉手当相当額における「役職段階別加算額」は、職名に応じて別表第2に定める加算割合を乗じて得た額とし、勤勉手当相当額における「勤務成績に応じて別に定める割合」は、当該職員の直近の業績評価に基づき決定される成績区分に応じた別表第3に定める成績率とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に別表第3を適用する場合の成績区分は、採用、昇任又は年俸制Ⅱ型適用職員となった日以前の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。
 - (1) 新たに年俸制Ⅱ型適用職員として採用された者
 - (2) 年俸制Ⅱ型適用職員としての在職期間中に昇任した者
 - (3) その他学長が定める者で年俸制Ⅱ型適用職員となった者
- 6 間接経費相当額加算分は、年俸制Ⅱ型適用職員が間接経費相当額加算分を支給する前年度（以下「加算分支給の前年度」という。）に上越教育大学において受託研究、共同研究、科学研究費助成事業その他の研究費補助金等で個人の研究に係る外部資金（以下「外部資金」という。）を獲得し、加算分支給の前年度に配分された外部資金の間接経費の総額が15万円以上である場合に、その総額の100分の10を乗じた額（100円未満切り捨て）を業績給に加算して支給する。ただし、加算額の上限は60万円とする。
- 7 共同研究者等がいる場合の外部資金の間接経費の扱いは、加算分支給の前年度に研究代表者又は共同研究者等それぞれに配分された外部資金の間接経費の額により算定する。

（諸手当）

第14条 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、大学入学共通テスト業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当とし、給与規程第24条から第31条まで、第32条の2及び第36条から第40条までの規定を準用する。

（休職者の給与）

第15条 年俸制Ⅱ型適用職員が、就業規則第13条の規定により休職されたときの給与は、給与規程第20条の規定を準用する。

（育児休業等の給与）

第16条 年俸制Ⅱ型適用職員が、労働時間等規程第29条の規定により育児休業等をするときの給与は、給与規程第21条の規定を準用する。

（育児短時間勤務の給与）

第17条 年俸制Ⅱ型適用職員が、国立大学法人上越教育大学職員育児休業規程（平成16年規程第48号）第20条の規定により育児短時間勤務をするときの給与は、給与規程第21条の2の規定を準用する。

（介護休業等の給与）

第18条 年俸制Ⅱ型適用職員が、労働時間等規程第30条の規定により介護休業等をするときの給与は、給与規程第22条の規定を準用する。

(給与の減額)

第19条 年俸制Ⅱ型適用職員が勤務しないときは、給与規程第23条の規定の例により給与を減額して支給する。

(職員給与規程適用教員への移行)

第20条 年俸制Ⅱ型適用職員は、月給制適用教員及び年俸制Ⅰ型適用職員となることはできない。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、年俸制Ⅱ型適用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第16号 (令和2年3月26日))

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第24号 (令和2年7月8日))

この規程は、令和2年7月8日から施行する。

附 則 (令和4年規程第55号 (令和4年10月24日))

この規程は、令和4年10月24日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則 (令和4年規程第59号 (令和4年10月24日))

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第68号 (令和4年12月14日))

この規程は、令和4年12月14日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

別表第1 (第12条関係)

(令和4年12月1日)

級 職名 号俵	2級		3級		4級		5級	
	助教・助手		講師		准教授		教授	
	基本給	月額俸給	基本給	月額俸給	基本給	月額俸給	基本給	月額俸給
1	2,721,600	226,800	3,475,200	289,600	4,038,000	336,500	4,928,400	410,700
2	2,823,600	235,300	3,589,200	299,100	4,165,200	347,100	5,013,600	417,800
3	2,937,600	244,800	3,706,800	308,900	4,298,400	358,200	5,090,400	424,200
4	3,049,200	254,100	3,802,800	316,900	4,411,200	367,600	5,175,600	431,300
5	3,184,800	265,400	3,895,200	324,600	4,509,600	375,800	5,245,200	437,100
6	3,325,200	277,100	3,999,600	333,300	4,585,200	382,100	5,326,800	443,900
7	3,448,800	287,400	4,101,600	341,800	4,668,000	389,000	5,408,400	450,700
8	3,561,600	296,800	4,197,600	349,800	4,752,000	396,000	5,492,400	457,700
9	3,670,800	305,900	4,281,600	356,800	4,832,400	402,700	5,568,000	464,000
10	3,753,600	312,800	4,372,800	364,400	4,900,800	408,400	5,647,200	470,600
11	3,792,000	316,000	4,461,600	371,800	4,968,000	414,000	5,721,600	476,800
12	3,835,200	319,600	4,544,400	378,700	5,038,800	419,900	5,800,800	483,400
13	3,874,800	322,900	4,621,200	385,100	5,102,400	425,200	5,872,800	489,400
14	3,915,600	326,300	4,688,400	390,700	5,144,400	428,700	5,942,400	495,200
15	3,950,400	329,200	4,754,400	396,200	5,187,600	432,300	6,008,400	500,700
16	4,000,800	333,400	4,822,800	401,900	5,234,400	436,200	6,074,400	506,200
17	4,044,000	337,000	4,873,200	406,100	5,280,000	440,000	6,136,800	511,400
18	4,088,400	340,700	4,915,200	409,600	5,326,800	443,900	6,198,000	516,500
19	4,128,000	344,000	4,954,800	412,900	5,372,400	447,700	6,256,800	521,400
20	4,173,600	347,800	4,978,800	414,900	5,403,600	450,300	6,302,400	525,200
21	4,221,600	351,800	4,995,600	416,300	5,432,400	452,700	6,340,800	528,400
22	4,250,400	354,200	5,013,600	417,800	5,450,400	454,200	6,370,800	530,900
23	4,273,200	356,100	5,030,400	419,200	5,467,200	455,600	6,403,200	533,600
24	4,296,000	358,000	5,046,000	420,500	5,482,800	456,900	6,427,200	535,600
25	4,320,000	360,000	5,061,600	421,800	5,498,400	458,200	6,451,200	537,600
26	4,340,400	361,700	5,077,200	423,100			6,471,600	539,300
27	4,363,200	363,600	5,092,800	424,400			6,493,200	541,100
28	4,384,800	365,400	5,107,200	425,600				
29	4,405,200	367,100	5,121,600	426,800				
30	4,425,600	368,800						
31	4,443,600	370,300						
32	4,465,200	372,100						
33	4,488,000	374,000						
34	4,512,000	376,000						
35	4,536,000	378,000						

別表第2 (第13条関係)

職名	加算割合
教授	100分の15 (別に定める職員にあっては100分の20)
准教授	100分の10 (別に定める職員にあっては100分の15)
講師	100分の10
助教・助手	100分の5

別表第3（第13条関係）

成績区分	成績率
S：極めて顕著な業績がある者	Cに40～100%加算した率
A：特に顕著な業績がある者	Cに20～40%加算した率
B：顕著な業績がある者	Cに10～20%加算した率
C：（標準）	学長が定める率
D：顕著な業績がない者	Cに10～40%減算した率